NISA 口座（成長投資枠、つみたて投資枠）をご利用いただくうえでのご留意事項

【共通事項】

□NISA 口座は、すべての金融機関を通じて、1 人につき 1 口座のみ開設が認められています（金融機関の変更等をおこなった場合を除く）。一定の手続きのもとで、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更をおこない、複数の金融機関で NISA 口座を開設したことになる場合でも、各年において 1 つの NISA 口座でしか株式投資信託等を購入することができません。また、NISA 口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

□NISA 口座の申込書が複数の金融機関にそれぞれ提出されると、税務署における確認に時間を要し、NISA 口座の開設に相当の期間を要する場合や、NISA 口座が開設できない場合があります。このため、NISA 口座の申込書は、必ず 1 金融機関のみ提出してください。

□複数の金融機関に重複して申し込みされた場合は、申し込みが無効になる場合があります。

□NISA 口座における譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当金等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。

□公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、NISA 口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため制度上のメリットを享受できません。

□提出された書類のご返却には応じかねますので、ご了承ください。

□非課税口座開設にあたり、NISA 口座開設が税当局から認められなかった場合、非課税口座で購入した投資信託は課税口座での保有となります。

□NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には別途お手続きが必要となります。詳しくはお取引店までお問い合わせください。

□NISA 制度では年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円/成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額 1,800 万円（うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。

□NISA 口座内の株式投資信託等を売却した場合、売却した株式投資信託等が費消していた非課税保有限度額は減少し、翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用できます。

□当初買付分と分配金の再投資分を合わせた年間投資枠は 360 万円（つみたて投資枠 120 万円+成長投資枠 240 万円）までであり、年間投資枠の超過分は非課税対象になりません。このため、短期間に他の投資信託商品への買換え（乗換購入）をおこなう、または分配金再投資型の投資信託において高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISA を十分に活用できない場合があります。

□旧制度のジュニア NISA 口座開設者については 1 月 1 日時点で 18 歳である場合、NISA 口座が自動開設されます。

【成長投資枠に関する事項】

□当社 NISA でご利用いただける有価証券は「上場株式（国内、米国）、国内 ETF、J-REIT、国内公募株式投資信託」となります（NISA の要件を満たすものに限ります）。NISA 利用可能商品の詳細は、お取引店までお問い合わせください。

□投資信託の分配金の再投資は、その年の年間投資枠を利用します。

□NISA 口座で保有する国内上場株式等（ETF、REIT 含む）の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申し込みになり、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。
□外国株式については、「株式数比例配分方式」の制度はございません。外国株式の配当金は国内税額のみが非課税となります（外国税額控除の適用を受けることはできません）。
□成長投資枠で購入できる上場株式・株式投資信託等のうち、整理・管理銘柄の上場株式や、信託期間 20 年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は投資対象から除外されます。

【つみたて投資枠に関する事項】
□当社のつみたて投資枠でご利用になれる有価証券は、一定の要件を満たした金融庁に届出がされている「公募株式投資信託」となります。
□つみたて投資枠での商品の購入方法は、累積投資契約に基づいて、あらかじめ定められた金融商品を定期的に継続して購入する方法に限られます。
□つみたて投資枠で買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年 1 回通知されます。
□制度上、つみたて投資枠を設定した日から、『10 年を経過する日及び同日の翌日以後 5 年経過する日』ごとに氏名・住所を確認する必要があります。

※上記ご留意事項は簡略されておりますので詳しくはお取引店にてご確認のうえ、口座開設をお願いいたします。

上記の各項目は 2026 年 8 月現在の税制に基づいております。内容については将来の税制改正等により、
変更となる場合がございます。